

日本耳鼻咽喉科学会岡山県地方部会規則

昭和 50 年 4 月 1 日制定

平成 5 年 4 月 1 日改正

平成 23 年 4 月 1 日改正

平成 29 年 4 月 28 日改正

平成 30 年 4 月 27 日改正

平成 31 年 4 月 26 日改正

第 1 条 本会は日本耳鼻咽喉科学会岡山県地方部会と称し、事務所を岡山市北区鹿田町 2 丁目 5 番 1 号岡山大学医学部耳鼻咽喉・頭頸部外科教室内におく。

第 2 条 本会は岡山県内に居住または就業する日本耳鼻咽喉科学会会員をもって構成する。

第 3 条 本会は日本耳鼻咽喉科学会と緊密な連繫を保ち、耳鼻咽喉科領域の医学、医術の振興普及、及び社会医療問題の調査研究、並びに地域保健の推進に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。一部の事業は、必要に応じて岡山県耳鼻咽喉科医会へ委託する。

第 4 条 本会の会員となるには、日本耳鼻咽喉科学会に入会を申請して所定の手続きをとり、本会の部会長の承認を経たうえ、別に定める日本耳鼻咽喉科学会ならびに本会の会費等を納入しなければならない。

第 5 条 本会の会員が会員としての義務を怠ったときは、或いは、本会の名誉をいちじるしく傷つけたときには、本会の部会長は、本会の総会の議を経て勧告、或いは、除名することができるものとする。

第 6 条 本会に次の役員をおく。

部 会 長	1 名
副 部 会 長	2 名
監 事	2 名
運 営 委 員	若干名
総 務 委 員	若干名
保 険 医 療 委 員	若干名
産 業 環 境 保 健 委 員	若干名
福 祉 医 療 委 員	若干名
学 校 保 健 委 員	若干名
学 術 委 員	若干名
医 事 問 題 委 員 会	若干名

第 7 条 部会長は本会を代表し、会務を総理する。

2. 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、予め定められた順序により、その職務を代行する。

3. 監事は本会の業務執行及び会計の監査を行う。

4. 運営委員は本会の運営について審議し、その大綱を協議するとともに会務を管理する。
 5. 総務委員は本会の経理、及び、事務を担当する。
 6. 保険医療委員は保険医療の調査研究を行う。
 7. 産業環境保健委員は、産業環境保健についての研究及び普及啓発を行う。
 8. 福祉医療委員は福祉医療についての研究および活動を行う。
 9. 学校保健委員は学校保健活動に関する事項を担当する。
 10. 学術委員は学術集談会の開催並びに耳鼻咽喉科学に関する調査研究を行う。
日本耳鼻咽喉科学会認定専門医制度に関する事項も併せ担当する。
 11. 医事問題委員は医事問題に関する調査及び研究を行う。
- 第8条 委員はそれぞれの委員会を組織し、委員の互選により委員長、副委員長各1名を定める。
- 第9条 本会に顧問をおくことができる。
- 第10条 役員は本会の総会において選出し、顧問は運営委員会の推薦により同じく総会において委嘱する。
- 第11条 役員、並びに、顧問の任期は2年とする。
- 第12条 本会は日本耳鼻咽喉科学会の定めるところにより日本耳鼻咽喉科学会代議員等を選出する。
- 第13条 本会の会務を処理するため、職員を委嘱することができる。
- 第14条 本会の会議は総会、運営委員会、並びに、総務、保険医療、産業環境保健、福祉医療、学校保健、及び、学術委員会とする。
2. 総務、保険医療、産業環境保健、福祉医療、学校保健、及び、学術の各委員長は運営委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。
 3. 顧問は委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。
- 第15条 総会は定時総会と臨時総会とし、定時総会は毎年1回、臨時総会は必要に応じ、部会長が運営委員会の議を経て招集し、議長となる。
- 第16条 次の事項は運営委員会の議を経たのち、総会において議決または承認されなければならない。
- (1)事業計画、及び、収支予算
 - (2)事業報告、及び、収支決算
 - (3)規約の変更、その他、重要な会務
- 第17条 本会の経費は会費、寄附金、及び、その他の収支による。
- 第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 〔申し合わせ事項〕
1. 本会会員は同時に岡山県医師会員となり、岡山県医師会耳鼻咽喉科部会に所属するものとする。
 2. 本会の運営にあたっては岡山県医師会耳鼻咽喉科部会と緊密な連繫をとるものとする。